



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
1月8日
第171号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

地方自治法に基づく指定管理者の指定(文化芸術振興課、文化財保護課、スポーツ課、医療福祉推進課、障害福祉課、子ども・青少年局、モノづくり振興課、水産課).....	1
解除予定保安林の通知(森林保全課).....	5
保安林の指定施業要件の変更(森林保全課).....	5
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定(医療福祉推進課).....	6
介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定(医療福祉推進課).....	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課).....	6
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(障害福祉課).....	7
道路区域の変更(道路保全課).....	7
道路の供用開始(道路保全課).....	7
土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	8
土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課).....	11
土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	12
土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課).....	15

○ 公 告

国道8号彦根～東近江(仮称)環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告(環境政策課).....	17
公共測量実施公告(監理課).....	18
公共測量終了公告(監理課).....	18

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(湖東).....	19
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出(湖東).....	19

○ 教育委員会公告

令和2年度滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考第1次および第2次考査実施公告(生涯学習課).....	19
--	----

○ 企業庁公告

令和2年度滋賀県職員採用選考第1次考査実施公告.....	21
------------------------------	----

○ 病院事業庁公告

落札者決定の公告.....	24
---------------	----

○ 正 誤

※令和元年12月6日付け第62号滋賀県人事委員会規則第3号中.....	24
-------------------------------------	----

告 示

滋賀県告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールおよび滋賀県立文化産業交流会館
- 2 指定管理者 大津市打出浜15番1号 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 理事長 山中隆
- 3 指定の日 令和2年12月21日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立安土城考古博物館
- 2 指定管理者 大津市瀬田南大萱町1732番地の2 公益財団法人滋賀県文化財保護協会 理事長 北川正雄
- 3 指定の日 令和2年12月21日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立栗東体育館
- 2 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 会長 河本英典
- 3 指定の日 令和2年12月21日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立スポーツ会館
- 2 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 公益財団法人滋賀県スポーツ協会・日本管財株式会社グループ 代表者 公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長 河本英典
- 3 指定の日 令和2年12月21日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

滋賀県告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立アイスアリーナ
- 2 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 SPNグループ 代表者 公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長 河本英典
- 3 指定の日 令和2年12月21日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施設の名称 滋賀県立彦根総合運動場
- 2 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 SNグループ 代表者 公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長 河本

英典

- 3 指定の日 令和2年12月21日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

滋賀県告示第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立琵琶湖漕艇場^{そう}
- 2 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 会長 河本英典
- 3 指定の日 令和2年12月21日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立ライフル射撃場
- 2 指定管理者 高島市安曇川町青柳855番地6 特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会 会長 志村市郎
- 3 指定の日 令和2年12月21日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立伊吹運動場
- 2 指定管理者 米原市春照77番地の2 公益財団法人伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団 代表理事 大澤 勉
- 3 指定の日 令和2年12月21日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立柳が崎ヨットハーバー
- 2 指定管理者 大津市松本一丁目2番20号 S Sグループ 代表者 公益財団法人滋賀県スポーツ協会会長 河本英典
- 3 指定の日 令和2年12月21日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立長寿社会福祉センター(福祉用具に関する業務を除く。)
- 2 指定管理者 草津市笠山七丁目8番138号 社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長 渡邊光春
- 3 指定の日 令和2年12月24日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立障害者福祉センター
- 2 指定管理者 草津市笠山八丁目5番130号 公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 会長 中村裕次
- 3 指定の日 令和2年12月24日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立視覚障害者センター
- 2 指定管理者 彦根市松原一丁目12番17号 社会福祉法人滋賀県視覚障害者福祉協会 会長 大橋博
- 3 指定の日 令和2年12月24日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立聴覚障害者センター
- 2 指定管理者 草津市大路二丁目11番33号 社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会 理事長 石野富志三郎
- 3 指定の日 令和2年12月24日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立びわ湖こどもの国
- 2 指定管理者 守山市守山二丁目1番23号 社会福祉法人友愛 理事長 堀井隆彦
- 3 指定の日 令和2年12月24日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県立陶芸の森
- 2 指定管理者 甲賀市信楽町勅旨2188番地7 公益財団法人滋賀県陶芸の森 理事長 松井利夫
- 3 指定の日 令和2年12月23日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第23号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定した。
令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 施設の名称 滋賀県醒井養鱒場

- 2 指定管理者 大津市におの浜四丁目4番23号 滋賀県漁業協同組合連合会 代表理事会長 佐野高典
- 3 指定の日 令和2年12月21日
- 4 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

滋賀県告示第24号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 大津市大石東町字弥勒31-3、字倉骨987-6、990-5、字大瀧993-4、994-2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

滋賀県告示第25号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第26号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第27号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
長浜市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第28号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
茜の郷ショートステイ	草津市下笠町733-1	社会福祉法人聖優会 理事長 片島京子	草津市山寺町837	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和3.1.1	2570601779

滋賀県告示第29号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の指定介護老人福祉施設として、次の施設を指定した。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

施設の名称	施設の所在地	開設者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	指定年月日	介護保険事業所番号
特別養護老人ホーム茜の郷	草津市下笠町733-1	社会福祉法人聖優会 理事長 片島京子	草津市山寺町837	令和3.1.1	2570601779

滋賀県告示第30号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
就労移行支援事業所	守山市守山六	一般社団法人	守山市守山六	就労移行支援	令和3.1.1	2510700541

ビッグライフ	丁目8番60号	ビッグライフ	丁目8番60号			
--------	---------	--------	---------	--	--	--

滋賀県告示第31号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
福祉事業所 春の日	甲賀市水口町 東名坂251	特定非営利活動法人マイ・ライフ	湖南市中央四丁目59番	就労移行支援	2511400323	令和2.12.31

滋賀県告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和3年1月8日から令和3年1月22日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	
県道	松尾寺豊郷線	犬上郡豊郷町大字沢字堂前452番地先から	変更後	最小 8.4m 最大 10.0m	184.1m	道路改良工事(歩道整備)に伴う道路区域の変更
		犬上郡豊郷町大字沢字沢423番3地先まで	変更前	最小 5.8m 最大 8.6m		

滋賀県告示第33号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年1月8日から令和3年1月22日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
国道303号	高島市今津町藺生字山本1141番1地先から 高島市今津町藺生字山本1141番1地先まで	令和3.1.8	L=20.7m
	高島市今津町藺生字山本1142番1地先から 高島市今津町藺生字山本164番4地先まで		L=60.2m

滋賀県告示第34号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
サソラ谷 3502057	長浜市木之本町金居原	次の図のとおり	土石流
杉野川支流 2502064	長浜市木之本町杉本	次の図のとおり	土石流
滝ヶ谷 1502046	長浜市木之本町大見	次の図のとおり	土石流
高時川支流 1502058	長浜市木之本町大見	次の図のとおり	土石流
小市谷 3502056	長浜市木之本町大見	次の図のとおり	土石流
小山川 2502065	長浜市木之本町小山・石道・高月町高野	次の図のとおり	土石流
余呉川支流 2502035	長浜市木之本町黒田・余呉町坂口	次の図のとおり	土石流
赤川支流 3502045	長浜市木之本町田部	次の図のとおり	土石流
高田川支流 1503074	長浜市余呉町下余呉	次の図のとおり	土石流
見上谷川支流 1503085	長浜市余呉町下余呉	次の図のとおり	土石流
高時川支流 3503015	長浜市余呉町中之郷・下丹生	次の図のとおり	土石流
余呉川支流 1503001	長浜市余呉町中之郷	次の図のとおり	土石流
余呉川支流 1503002	長浜市余呉町中之郷	次の図のとおり	土石流
高時川支流 1503108	長浜市余呉町下丹生	次の図のとおり	土石流
高時川支流 1503109	長浜市余呉町下丹生	次の図のとおり	土石流
摺墨川支流 2503110	長浜市余呉町上丹生・摺墨	次の図のとおり	土石流
摺墨川支流 1503065	長浜市余呉町摺墨	次の図のとおり	土石流
摺墨川支流 2503111	長浜市余呉町上丹生・摺墨	次の図のとおり	土石流
妙理川支流 2503112	長浜市余呉町菅並	次の図のとおり	土石流
妙理川支流 3503113	長浜市余呉町菅並	次の図のとおり	土石流
妙理川支流 1503114	長浜市余呉町菅並	次の図のとおり	土石流
文室川支流 1503086	長浜市余呉町文室	次の図のとおり	土石流
文室川支流 1503087	長浜市余呉町文室	次の図のとおり	土石流
勘定川支流 3503021	長浜市余呉町国安	次の図のとおり	土石流
勘定川支流 3503024	長浜市余呉町国安	次の図のとおり	土石流
大飛谷川支流 1503058	長浜市余呉町今市	次の図のとおり	土石流
大飛谷川支流 2503089	長浜市余呉町今市	次の図のとおり	土石流
勘定川支流 2503057	長浜市余呉町池原	次の図のとおり	土石流
坂谷川支流 1503105	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	土石流
高時川支流 2503106	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	土石流
高時川支流 1503064	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	土石流
高時川支流 2503107	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	土石流
琵琶湖支流 3504162	長浜市西浅井町塩津浜	次の図のとおり	土石流
大坪川支流 3504161	長浜市西浅井町塩津浜・祝山	次の図のとおり	土石流
岩熊川支流 3504163	長浜市西浅井町岩熊・塩津中	次の図のとおり	土石流
大川支流 3504159	長浜市西浅井町余	次の図のとおり	土石流
大川支流 3504160	長浜市西浅井町横波・余	次の図のとおり	土石流
大川支流 1504138	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流

大川支流 1504139	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流
大川支流 1504140	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流
大川支流 1504141	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流
大川支流 1504153	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流
大川支流 1504156	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流
滝谷川(1) 1504157	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流
大川支流 2504154	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流
大川支流 2504155	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流
大川支流 2504158	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流
大川支流 2504022	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 1504072	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流
琵琶湖支流 1504143	長浜市西浅井町菅浦・大浦	次の図のとおり	土石流
琵琶湖支流 2504142	長浜市西浅井町菅浦	次の図のとおり	土石流
八田部(3) 2504147	長浜市西浅井町八田部	次の図のとおり	土石流
奥之谷(3) 3504146	長浜市西浅井町八田部	次の図のとおり	土石流
鷺谷川支流 1504082	長浜市西浅井町山田	次の図のとおり	土石流
八田部川支流 1504081	長浜市西浅井町小山	次の図のとおり	土石流
札幌川支流 1504145	長浜市西浅井町小山	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 1504135	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 1504136	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 1504148	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 1504149	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 1504150	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 1504151	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 1504152	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 3504137	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 2504083	長浜市西浅井町庄	次の図のとおり	土石流
大浦川支流 2504084	長浜市西浅井町庄	次の図のとおり	土石流
八田部川支流 2504144	長浜市西浅井町大浦・庄	次の図のとおり	土石流
杉野川支流 2502007	長浜市木之本町杉野	次の図のとおり	土石流
中の谷 1503019	長浜市余呉町坂口	次の図のとおり	土石流
森の前谷 1503017	長浜市余呉町坂口・木之本町黒田	次の図のとおり	土石流
藤巻谷川 2503006	長浜市余呉町下丹生	次の図のとおり	土石流
余呉川支流 1503031	長浜市余呉町川並	次の図のとおり	土石流
金居原(14) III-7046	長浜市木之本町金居原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金居原(15) III-7073	長浜市木之本町金居原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金居原(16) I-7074	長浜市木之本町金居原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉本(4) I-7086	長浜市木之本町杉本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉野(8) I-7044	長浜市木之本町杉野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉野(9) II-7045	長浜市木之本町杉野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大見 I-7043	長浜市木之本町大見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大見(7) I-7072	長浜市木之本町大見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川合(10) I-7026	長浜市木之本町川合	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石道(1) I-7030	長浜市木之本町石道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石道(2) I-7042	長浜市木之本町石道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木之本(3) I-7009	長浜市木之本町木之本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田部(4) II-7087	長浜市木之本町田部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

田部(5) I-7071	長浜市木之本町田部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大音(5) I-7069	長浜市木之本町大音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大音(6) I-7070	長浜市木之本町大音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大音(7) I-7088	長浜市木之本町大音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大音(8) I-7089	長浜市木之本町大音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山梨子 I-7018	長浜市木之本町山梨子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
飯浦(4) III-7850	長浜市木之本町飯浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂口 I-7058	長浜市余呉町坂口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中之郷(2) I-7049	長浜市余呉町中之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中之郷(11) I-7048	長浜市余呉町中之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中之郷(12) I-7075	長浜市余呉町中之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八戸(5) II-7047	長浜市余呉町八戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上丹生(7) I-7059	長浜市余呉町上丹生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅並(6) II-7060	長浜市余呉町菅並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅並(7) I-7061	長浜市余呉町菅並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅並(8) I-7062	長浜市余呉町菅並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
文室(3) I-7050	長浜市余呉町文室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国安(1) I-7051	長浜市余呉町国安	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
国安(2) I-7052	長浜市余呉町国安	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
摺墨(8) I-7076	長浜市余呉町摺墨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椿坂(10) II-7054	長浜市余呉町椿坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
池原(5) III-7053	長浜市余呉町池原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中河内(4) I-7749	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中河内(9) II-7780	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中河内(15) III-7055	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中河内(16) III-7056	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中河内(17) I-7057	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩津浜(6) I-7801	長浜市西浅井町塩津浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩津浜(7) I-7068	長浜市西浅井町塩津浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩津浜(8) I-7083	長浜市西浅井町塩津浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩津中(3) I-7067	長浜市西浅井町塩津中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
塩津中(4) I-7081	長浜市西浅井町塩津中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
余(5) II-7065	長浜市西浅井町余	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
余(6) II-7066	長浜市西浅井町余	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杓掛(5) I-7814	長浜市西浅井町杓掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杓掛(9) I-7080	長浜市西浅井町杓掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩熊(7) II-7082	長浜市西浅井町岩熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦(14) II-7077	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦(26) I-7063	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦(27) I-7064	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦(28) III-7078	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦(29) II-7079	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
菅浦(8) II-7085	長浜市西浅井町菅浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
月出(3) I-7084	長浜市西浅井町月出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山門(6) III-7090	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
庄(6) II-7777	長浜市西浅井町庄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田部① I-7014	長浜市木之本町田部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山 I-7507	長浜市木之本町西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

岩熊 I-7034	長浜市西浅井町岩熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大浦② I-7039	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉野(2) 7054	長浜市木之本町杉野	次の図のとおり	地すべり
大見(1) 7056	長浜市木之本町大見	次の図のとおり	地すべり
大見(2) 7057	長浜市木之本町大見	次の図のとおり	地すべり
上丹生(1) 7058	長浜市余呉町上丹生	次の図のとおり	地すべり
大浦(1) 7059	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第35号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成18年滋賀県告示第1307号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
中の谷 1503019	伊香郡余呉町大字坂口	次の図のとおり	土石流
森の前谷 1503017	伊香郡余呉町大字坂口	次の図のとおり	土石流
余呉川支流 1503031	伊香郡余呉町大字川並	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第36号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成19年滋賀県告示第68号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
藤巻谷川 2503006	伊香郡余呉町大字下丹生	次の図のとおり	土石流
田部① I-7014	伊香郡木之本町大字田部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成19年滋賀県告示第162号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
大浦② I-7039	伊香郡西浅井町大字大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成20年滋賀県告示第169号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
杉野川支流 2502007	伊香郡木之本町大字杉野	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第39号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成21年滋賀県告示第95号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
西山 I-7507	伊香郡木之本町大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第40号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により平成21年滋賀県告示第662号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
岩熊 I-7034	伊香郡西浅井町大字岩熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
サソラ谷 3502057	長浜市木之本町金居原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
高時川支流 1502058	長浜市木之本町大見	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
小市谷 3502056	長浜市木之本町大見	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
小山川 2502065	長浜市高月町高野	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
赤川支流 3502045	長浜市木之本町田部	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

余呉川支流	1503002	長浜市余呉町中之郷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
高時川支流	1503108	長浜市余呉町下丹生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
高時川支流	1503109	長浜市余呉町下丹生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
摺墨川支流	2503110	長浜市余呉町上丹生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
摺墨川支流	1503065	長浜市余呉町摺墨	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
摺墨川支流	2503111	長浜市余呉町摺墨	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
妙理川支流	2503112	長浜市余呉町菅並	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
妙理川支流	1503114	長浜市余呉町菅並	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
文室川支流	1503086	長浜市余呉町文室	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
文室川支流	1503087	長浜市余呉町文室	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大飛谷川支流 1503058		長浜市余呉町今市	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
坂谷川支流	1503105	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
高時川支流	2503106	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
高時川支流	1503064	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
高時川支流	2503107	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
岩熊川支流	3504163	長浜市西浅井町岩熊	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大川支流	3504159	長浜市西浅井町余	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大川支流	3504160	長浜市西浅井町余	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大川支流	1504139	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大川支流	1504141	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大川支流	1504153	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大川支流	2504155	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大川支流	2504158	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流	1504072	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
琵琶湖支流	2504142	長浜市西浅井町菅浦	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
鷲谷川支流	1504082	長浜市西浅井町山田	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流	1504135	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流	1504136	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流	1504148	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流	1504149	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流	1504151	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流	1504152	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流	3504137	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流	2504083	長浜市西浅井町庄	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大浦川支流	2504084	長浜市西浅井町庄	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
杉野川支流	2502007	長浜市木之本町杉野	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
藤巻谷川	2503006	長浜市余呉町下丹生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
金居原(14)	Ⅲ-7046	長浜市木之本町金居原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
金居原(15)	Ⅲ-7073	長浜市木之本町金居原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
金居原(16)	I-7074	長浜市木之本町金居原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉本(4)	I-7086	長浜市木之本町杉本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉野(8)	I-7044	長浜市木之本町杉野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大見	I-7043	長浜市木之本町大見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大見(7)	I-7072	長浜市木之本町大見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石道(1)	I-7030	長浜市木之本町石道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
石道(2)	I-7042	長浜市木之本町石道	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木之本(3)	I-7009	長浜市木之本町木之本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

田部(4) II-7087	長浜市木之本町田部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田部(5) I-7071	長浜市木之本町田部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大音(5) I-7069	長浜市木之本町大音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大音(6) I-7070	長浜市木之本町大音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大音(7) I-7088	長浜市木之本町大音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大音(8) I-7089	長浜市木之本町大音	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山梨子 I-7018	長浜市木之本町山梨子	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
飯浦(4) III-7850	長浜市木之本町飯浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
坂口 I-7058	長浜市余呉町坂口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷(2) I-7049	長浜市余呉町中之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷(11) I-7048	長浜市余呉町中之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷(12) I-7075	長浜市余呉町中之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八戸(5) II-7047	長浜市余呉町八戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅並(6) II-7060	長浜市余呉町菅並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅並(7) I-7061	長浜市余呉町菅並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅並(8) I-7062	長浜市余呉町菅並	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
文室(3) I-7050	長浜市余呉町文室	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
国安(1) I-7051	長浜市余呉町国安	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
国安(2) I-7052	長浜市余呉町国安	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
摺墨(8) I-7076	長浜市余呉町摺墨	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椿坂(10) II-7054	長浜市余呉町椿坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
池原(5) III-7053	長浜市余呉町池原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中河内(4) I-7749	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中河内(9) II-7780	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中河内(15) III-7055	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中河内(16) III-7056	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中河内(17) I-7057	長浜市余呉町中河内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塩津浜(6) I-7801	長浜市西浅井町塩津浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塩津浜(7) I-7068	長浜市西浅井町塩津浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塩津浜(8) I-7083	長浜市西浅井町塩津浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塩津中 I-7032	長浜市西浅井町塩津中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塩津中(3) I-7067	長浜市西浅井町塩津中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
塩津中(4) I-7081	長浜市西浅井町塩津中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
余(5) II-7065	長浜市西浅井町余	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
余(6) II-7066	長浜市西浅井町余	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
沓掛(5) I-7814	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
沓掛(9) I-7080	長浜市西浅井町沓掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩熊(7) II-7082	長浜市西浅井町岩熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大浦(14) II-7077	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大浦(26) I-7063	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大浦(27) I-7064	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大浦(28) III-7078	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大浦(29) II-7079	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
菅浦(8) II-7085	長浜市西浅井町菅浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
月出(3) I-7084	長浜市西浅井町月出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山門(6) III-7090	長浜市西浅井町山門	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
庄(6) II-7777	長浜市西浅井町庄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
田部① I-7014	長浜市木之本町田部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

岩熊 I-7034	長浜市西浅井町岩熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大浦② I-7039	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第42号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成18年滋賀県告示第1312号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
中の谷 1503019	伊香郡余呉町大字坂口	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
森の前谷 1503017	伊香郡余呉町大字坂口	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
余呉川支流 1503031	伊香郡余呉町大字川並	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成19年滋賀県告示第72号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
田部① I-7014	伊香郡木之本町大字田部	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第44号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成19年滋賀県告示第73号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
藤巻谷川 2503006	伊香郡余呉町大字下丹生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第45号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成19年滋賀県告示第168号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
大浦② I-7039	伊香郡西浅井町大字大浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第46号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成20年滋賀県告示第177号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
杉野川支流 2502007	伊香郡木之本町大字杉野	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第47号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成21年滋賀県告示第100号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
西山 I-7507	伊香郡木之本町大字西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第48号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成21年滋賀県告示第669号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
岩熊 I-7034	伊香郡西浅井町大字岩熊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

国道8号彦根～東近江(仮称)環境影響評価方法書に対する知事の意見の公告

環境影響評価法(平成9年法律第81号)第38条の6第1項に規定する都市計画決定権者 滋賀県 滋賀県知事 三日月 大造(以下「都市計画決定権者」という。)から送付のあった国道8号彦根～東近江(仮称)(以下「本事業」という。)に係る環境影響評価方法書について、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第10条第1項の規定に基づき、都市計画決定権者に対して環境の保全の見地からの意見を令和2年12月24日に述べたので、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第38条第5項の規定に基づき公告する。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価準備書以降の図書に適切に記載すること。

1 全般的事項

- (1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 具体的なルート、道路構造(盛土、切土またはトンネル等の構造をいう。以下同じ。)および工事計画等の決定に当たっては、環境の保全に極力配慮するほか、周辺地域への浸水被害の防止等の自然災害対策、優良農地の保全、森林の機能の保全、漁場環境や水産資源の保全などにも配慮すること。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、今後決定する具体的なルート、道路構造および工事計画等を踏まえ、適切に調査、予測および評価を行うこと。また、道路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年建設省令第10号)および「道路環境影響評価の技術手法」に定められた内容に加え、滋賀県環境影響評価技術指針(平成11年滋賀県告示第124号)および「滋賀県版環境影響評価技術ガイドー歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)ー」等を勘案し、適切に調査、予測および評価を行うこと。
- (4) 環境影響評価の実施に当たっては、周辺の既存道路近傍における騒音・振動および広域的な温室効果ガスの排出量など、本事業の実施に伴う環境影響の改善効果についても予測および評価を行うことを検討すること。
- (5) 環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の具体的なルート、道路構造および工事計画等の検討の中で、本事業により影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。
- (6) 環境影響評価準備書の作成に当たっては、(5)の検討の結果、最終的に環境影響評価の項目に選定しなかった環境要素を、その理由とともに示すこと。また、各環境要素に係る調査地点および予測地点の位置等を具体的に地図上に示すこと。
- (7) 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2 個別的事項

- (1) 大気環境 自動車の走行に係る大気質、騒音・振動の調査地点の選定に当たっては、予測地点との地域特性の対応関係を考慮して行うこと。

予測地点の選定に当たっては、地域を代表する地点のほか、学校、福祉施設および病院等の配慮が必要な施設への影響を適切に予測および評価できる地点を選定すること。なお、騒音については、道路からの距離や地域特性を踏まえ、必要に応じて一般地域に適用される環境基準による評価も併せて検討するなど、住居等への影響についてできる限り考慮すること。

- (2) 水環境 対象事業実施区域にはトンネル構造や盛土構造となる部分が存在していることなどから、地下水の水位・水質および内水の流れなどの水象に本事業が影響を与えるおそれがあると認められる場合には、当該環境要素を環境影響評価の項目として追加で選定し、予測および評価を行うこと。
- (3) 動物・植物・生態系 動物・植物については、重要な動植物の種および群落等を対象とするほか、調査の過程等で地域の象徴であるなど住民等の関心が高い動植物の種および群落等が認められた場合はそれらについても対象とし、適切に予測および評価を行うこと。

生態系については、重要な動植物の種および群落等の存在が認められない場合も、多様性、自然性、脆弱性、希少性または特殊性が高いと認められる注目種・群集に関しては、適切に予測および評価を行うこと。

環境保全措置の検討に当たっては、対象事業が多数の河川や水路、田園地域を横断・通過することを鑑み、生

息地の消失・縮小、生息環境の質的变化、動物の移動経路の分断の回避・低減等のほか、道路への動物の侵入を防ぐ構造の設置等によるロードキルの回避・低減についても検討すること。

- (4) 景観 景観についての予測および評価に当たっては、各市町に適用される景観計画等、対象事業実施区域およびその周辺の景観形成に関する方針を十分踏まえて適切に行うこと。

身近な景観への影響についても重要であることから、高架構造となる箇所等、景観への影響が大きいと判断される箇所については、集落等からの対象事業実施区域およびその周辺の見え方等についても予測および評価を行うことを検討すること。

- (5) 文化財 有形の文化財のほか、無形文化財、無形民俗文化財などの伝承文化についても対象とし、適切に調査、予測および評価を行うこと。
- 3 その他 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境の保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 草津市南山田町
- 3 作業の期間 令和2年11月16日から令和3年2月26日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 草津市若草一丁目
- 3 作業の期間 令和2年12月1日から令和3年1月29日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、野洲市長 栢木 進から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(道路台帳図データ作成)
- 2 作業の地域 野洲市全域
- 3 作業の期間 令和3年1月4日から令和3年3月26日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、彦根市長 大久保 貴から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基盤地図データ更新)
- 2 作業の地域 彦根市全域
- 3 作業の期間 令和3年1月4日から令和3年3月24日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、豊郷町長 伊藤 定勉か

ら公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和3年1月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(数値地形図データ更新)
- 2 作業の地域 豊郷町全域
- 3 作業の終了日 令和2年12月18日

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年1月8日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
平田訪問介護ステーション爽やかな風	彦根市平田町788	株式会社サンガジャパン	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目252番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	令和3.1.1	2510200641

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和3年1月8日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
平田訪問介護ステーション爽やかな風	彦根市平田町788	株式会社関西サンガ	京都府京都市中京区高宮町206御池ビル6階	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2510200385	令和2.12.31

教育委員会公告

令和2年度滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考第1次および第2次考査実施公告

令和2年度滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考第1次および第2次考査を次のとおり行います。

令和3年1月8日

滋賀県教育委員会教育長 福永 忠 克

- 1 試験区分および採用予定人員 司書 1人
- 2 受験資格
 - (1) 図書館法(昭和25年法律第118号)第5条に規定する司書資格を有する者(令和3年3月末までに司書資格を取得する見込みの者を含む。)で、次のいずれかに該当するものが受験できます。
 - ア 昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成11年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業したものまたは令和3年3月31日までに大学を卒業する見込みのもの
 - (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

- (1) 採用の時期 令和3年4月1日
- (2) 勤務先 滋賀県立図書館等
- (3) 給与等

ア 給料は、4年制大学卒の者で月額202,852円(地域手当を含む。)、その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。

なお、この額は、令和2年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

4 第1次考査

- (1) 日時 令和3年2月7日(日)9時(集合時間8時15分)から13時頃まで
- (2) 場所 滋賀県大津合同庁舎(大津市松本一丁目2-1)
- (3) 方法 大学卒業程度で、次の方法により行います。

ア 教養試験 択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然の各科学(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験を行います。

イ 専門試験 択一式および記述式により、図書館司書としての識見、思考力、表現力、素養等について筆記試験を行います。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話等の使用はできません。)

※ 教養試験の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具(HBの鉛筆等と消しゴム)を持参してください。

- (4) 結果発表 令和3年2月中旬に合格者宛て通知します。

5 受験手続および受付期間

- (1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 必要書類等

- (ア) 出願時に必要な書類等

- a 出願票 1人1通(所定の用紙)

交付場所 滋賀県立図書館総務課 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1 電話 077-548-9691

※ 郵便等で請求できます。

郵便はがきの裏面に「令和2年度滋賀県公立図書館職員(司書)採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県立図書館総務課に請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

※ 滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/jinji/saiyou/>)および滋賀県立図書館のホームページ(<https://www.shiga-pref-library.jp>)からもダウンロードできます。

- b 郵便はがき 1人1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

- (イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

- a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

- b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

- c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号等を通知します。令和3年2月2日(火)までに到着しない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

滋賀県立図書館総務課 電話 077-548-9691

イ 提出先 滋賀県立図書館総務課 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1

※ 持参または郵送により提出するのは、ア(ア)出願時に必要な書類等です。

ア(イ)第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査当日に会場に持参してください。

ウ 受付期間 出願票は、令和3年1月8日(金)から令和3年1月27日(水)までの執務時間中に受け付けます。
郵送の場合は、令和3年1月25日(月)までの消印があるものに限り受け付けます。封筒の表に赤字で「出願票
在中」と書き、必ず簡易書留または特定記録郵便により送付してください。

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

イ 受付期間 令和3年1月8日(金)正午から令和3年1月25日(月)17時まで(ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 出願票 1人1通(申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。)

(イ) 履歴書 1人1通(様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。)

(ウ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(エ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの)

※ 受験番号を通知するメールは、令和3年1月28日(木)以降に順次送信します(申込みの直後に自動送信される申込完了通知メールとは異なります。)

※ 令和3年2月2日(火)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県立図書館総務課に連絡してください。

滋賀県立図書館総務課 電話 077-548-9691

6 第2次考査 第1次考査合格者には、第2次考査を受けていただきます。詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。

(1) 日時 令和3年2月14日(日)

(2) 場所 滋賀県立図書館(大津市瀬田南大萱町1740-1)

(3) 方法 次の方法により行います。

ア 論文試験および口述試験 図書館司書としての識見、表現力等についての小論文および口述試験を行います。

イ 適性検査 公務員として必要な適性についての検査を行います(第2次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、8(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。)

(4) 結果発表 令和3年2月中旬に合格者宛て通知します。

7 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

(2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 その他

(1) 第2次考査合格者については、令和3年3月上旬に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第2次考査合格者に対して文書でお知らせします。

(2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和3年3月中旬に採用内定の通知をします。

(3) 試験会場への自家用車の乗り入れはできません。

企業庁公告

令和2年度滋賀県職員採用選考第1次考査実施公告

令和2年度滋賀県職員採用選考第1次考査を次のとおり行います。

令和3年1月8日

滋賀県企業庁長 河 瀬 隆 雄

1 試験区分、採用予定人員、勤務予定先および職務内容

試験区分	採用予定人員	採用時の勤務予定先	職務内容
水道(電気系・機械系)	1人程度	滋賀県企業庁または浄水場(馬淵・水口)	浄水場の運用に係る保守管理・工事設計施工管理等の業務および関連する行政事務

※ 勤務先により、交替制勤務に従事していただくことがあります。

※ 採用予定人員は、欠員の状況等により変更になる場合があります。

2 受験資格

(1) 昭和55年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験の日時および場所

第1次考査	日 時	場 所
第1日	2月7日(日) 受付開始 9時30分 着 席 10時00分 教養試験 10時20分～12時20分 休 憩 12時30分～13時30分 専門試験 13時45分～15時45分 終 了 16時00分頃	コラボしが21会議室 大津市打出浜2番1号
第2日	2月20日(土) ※ 詳細は、第1日に試験会場で通知します。 ※ 第2日の試験は、第1日の教養試験および専門試験の成績上位者についてのみ実施します。	滋賀県庁 大津市京町四丁目1番1号

※ 試験会場へは必ず公共交通機関を利用してください。試験会場への自家用車の乗り入れはできません。

4 第1次考査の方法等

	種目・方法	内 容	時間
第1日	教養試験(択一式)	公務員として必要な社会、人文および自然の各科学(知識分野)ならびに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等に関する能力(知能分野)について筆記試験(大学卒業程度)を行います。40題出題、全問必須解答とします。	120分
	専門試験(択一式)(電気または機械)	必要な専門知識についての筆記試験(大学卒業・高専卒業程度)を行います。30題出題、全問必須解答とします。 受験申込時に、電気または機械のいずれかの出題分野を選択して申し込む必要があります。受験申込後の変更は認めません。 出題分野(電気): 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学 出題分野(機械): 数学・物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作	120分
第2日	論文試験	専門技術者に必要な識見、思考力、表現力等について筆記試験を行います。	90分
	適性検査	公務員として必要な適性について検査を行います(検査結果は、6(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。)	—
	口述試験	専門技術者としての知識および技能ならびに公務遂行能力等について個別面接による試験を行います。	—

※ 論文試験、適性検査および口述試験は、教養試験および専門試験の成績上位者についてのみ行います。

※ 試験および検査は、全て日本語で行います。

※ 択一式の解答はマークシート方式ですので、これに適した筆記用具（HBの鉛筆などと消しゴム）を持参してください。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り（携帯電話等は使用できません。）。

5 第1次考査結果発表

	時 期	方 法
教養試験・専門試験成績 上位者発表	2月12日（予定）	企業庁ホームページに掲載するほか、 成績上位者に通知します。
第1次考査結果発表	2月24日（予定）	企業庁ホームページに掲載するほか、 口述試験の受験者全員に通知します。

6 第1次考査結果発表以後のスケジュール

- (1) 第1次考査合格者については、令和3年3月3日(水)に滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験（主として人物についての面接試験）等ですが、詳しくは、第1次考査合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で実施される選考の合格者には、令和3年3月中旬に採用内定の通知をします。
- (3) 採用予定日は、令和3年4月1日です。

7 給与

- (1) 給料は、月額202,852円（地域手当を含みます。）です。その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に基づき支給されます。また、経歴その他に応じて、上記の額に一定の額が加算されます。
なお、この額は、令和2年4月1日現在のものです。
- (2) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

8 受験手続および受付期間

- (1) 申込手続 インターネットにより申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

https://s-kantan.com/pref-shiga-u/offer/offerList_initDisplay.action

※ パソコン、電子メールアドレスのほか、A4判の用紙を印刷できるプリンタが必要です。

※ 使用されるパソコンや通信回線の障害等のトラブルについては、一切責任を負いかねますので、余裕を持って期間内にお申込みください。

※ インターネットによる申込みができない場合は、必ず1月20日(水)17時までに滋賀県企業庁経営課に電話で問い合わせてください。

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

※ 出願票および受験番号を通知するメールを印刷する必要があります。

- (2) 受付期間 令和3年1月8日(金)正午から令和3年1月27日(水)17時まで（ただし、システムの管理運営上の都合により変更する場合があります。）

- (3) 第1次考査受験時に必要な書類等

ア 出願票 1人1通（申込時に作成した出願票の氏名欄を消去して印刷し、氏名を自署すること。）

イ 履歴書 1人1通（様式は、『しがネット受付』の画面からダウンロードすること。）

ウ 写真 1人1枚（最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。）

エ 受験番号通知 1人1通（受験番号を通知するメールを印刷したもの）

※ 受験番号を通知するメールは、令和3年1月29日(金)以降に順次送信します（申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。）。

※ 令和3年2月2日(火)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県企業庁経営課に連絡してください。

9 日本国籍を有しない者の任用

- (1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

公の意思の形成への参画に携わる職員の職は、部長級、次長級および課長・参事級の職のうち、県の行政について企画、立案および決定に参画する職です。

- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

病院事業庁公告

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和3年1月8日

滋賀県病院事業庁長 宮川正和

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 手術用無影灯 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月3日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社三笑堂滋賀支店 栗東市手原一丁目5番36号
- 5 落札金額 73,150,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年10月23日(金)

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和3年1月8日

滋賀県病院事業庁長 宮川正和

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 ガンマカメラ 一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県立総合病院総務課 守山市守山五丁目4番30号 電話 077-582-5031
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月3日(木)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社増田医科器械滋賀支店 栗東市伊勢落730番地1号
- 5 落札金額 77,220,000円(税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年10月23日(金)

正 誤

令和元年12月6日付け第62号滋賀県人事委員会規則第3号中

ページ	行	誤	正
5	下から12	「1月間	、「1月間
	下から7	、「当該	「当該